

賛助会員 規約

第1条（目的）

本規約は、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

本会の目的に賛同し、本会を賛助するために入会した個人・法人とする。

第3条（議決権）

賛助会員は本会の総会における議決権を持たない。

第4条（入会）

本会の会員となるためには、代表理事に申し出をした後に理事会の承認を受けなければならぬ。

第5条（会費及び納入）

・年会費 5 万円（年度毎更新 年度9月1日～8月31日）

会費は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、本会の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、賛助会員特典を利用する事が出来る。

第6条（退会）

会員が退会を希望する場合、会長にその旨を伝え任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第7条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、もしくは総会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

1. 本会会則、本規約に違反した場合
2. 会則第8条に掲げる行為を行った場合

第8条（守秘義務）

本会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本会の許可を得ずに、会員として知り得た本会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第9条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

1. 会員情報など本会へ虚偽の申請を行う行為
2. 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
3. 本会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
4. その他、本会理事会が不適切と判断する行為

第10条（会員特典）

会員は以下の特典を利用することができます。

1. HP 上に本会のスポンサー企業である事の掲載
2. 各セミナーの協賛をつける事が出来る(別途協賛金は発生する)

第11条（その他）

本会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

附則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。